

各所属長 殿

公立学校共済組合沖縄支部
支部長 平敷 昭人
(公 印 省 略)

平成 31 年度 被扶養者の認定状況の確認（検認）について

地方公務員等共済組合法施行規程第 97 条第 1 項の規定に基づき、毎年被扶養者の認定状況の確認（以下「検認」）を実施することとされています。

については、今年度の検認を実施しますので、組合員に周知いただき、検認対象者は、下記のとおり必要書類を完備のうえ、ご提出くださいますようお願いいたします。

なお、検認を受けていない組合員被扶養者証等は、地方公務員等共済組合法施行規程第 97 条第 4 項の規定により、無効となりますのでご注意ください。

記

1 検認日(基準日)

令和元年 7 月 1 日

2 検認対象者

被扶養者を有する組合員全員を対象とします。

ただし、次の者については、検認の対象外（書類提出不要）です。

- (1) 平成 31 年 4 月 1 日以降、新たに認定を受けた被扶養者。
(普通認定→特別認定へ切替を行った者を含む。)

※ 他共済組合からの転入者で、前組合の組合員被扶養者証の写し、資格喪失証明書の写しで認定した特別認定者（扶養手当支給がない者）は対象とします。

- (2) 普通認定の被扶養者。

※ 「4 検認の方法 (1) 普通認定」を参照ください。

3 提出期限 令和元年 7 月 31 日 (水) 必着

※ 検認書類の提出が行えない被扶養者については、前回の検認完了日以降に被扶養者の認定取消を行い、これまでに要した医療費の全額（組合負担分）を返還してもらうこととなります。

4 検認の方法

組合員整理簿 の認定区分	事務手続きについて
<p>「普通」 (扶養手当の親族 として認定されて いる者)</p>	<p>・普通認定の被扶養者に係る提出書類は不要ですが、扶養手当認定簿と照合のうえ、平成30年7月1日～令和元年6月30日の間、引き続き扶養親族として認定されているのであれば、組合員整理簿の認定区分欄に、事務担当者証明印を押印のうえ、当支部へ提出ください。 扶養手当の取消がされている場合は、事務担当者証明印は押印せず、<u>認定区分欄を朱書きで訂正のうえ、被扶養者認定取消等の書類も併せて提出してください。</u>(福利厚生事務の手引き P 49 参照)</p> <p>(例) 普通 取消 ※朱書きで記入</p>
<p>「特別」 (扶養手当の親族 として認定されて いない者)</p>	<p>・別添「平成31年度 被扶養者調書(検認)」に検認日(7月1日)の生計維持関係等の状況を記入し、該当する書類を添付のうえ、当支部へ提出ください。</p> <p>・扶養状況が変わり、扶養手当認定がされている方は、「特別認定から普通認定」の区分変更の手続きが必要です。 被扶養者申告書(福利厚生事務の手引き P90)及び扶養手当認定簿等を当支部へ提出ください。被扶養者証の返却は不要です。</p>
<p>その他</p>	<p>・「公立学校共済組合員整理簿」に記載されている、「同:別区分」、「現住所」に変更又は誤りがある場合は、<u>組合員整理簿に朱書きで訂正</u>のうえ、当支部へ返送ください。</p>

5 平成 31 年度 被扶養者調書(検認)に係る提出書類チェック表の詳細

- (市町村発行) 平成 31 年度 所得証明書 (源泉徴収票不可)
 - ・居住地の市町村から取寄せてください。

- 住民票謄本 (続柄省略不可)
 - ・検認対象者が配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹**以外**の場合に、個人番号(マイナンバー)の記載がない住民票謄本(直近 3 ヶ月内に発行されたもの)を提出してください。

- 直近の年金証書の写し又は改定通知書の写し (年金受給者)
 - ・所得証明書上では、金額等の記載がない(非課税)、障害年金や、遺族年金も収入に該当しますので、ご注意ください。

- 給与支払証明書 (パート・アルバイト等)
 - ・勤務先が複数ある場合は、それぞれの給与支払証明書を提出してください。

- 雇用保険の失業手当受給者
 - ・給付日額 3,612 円以上の場合は、給付日数にかかわらず被扶養者要件から外れることとなります。

- 平成 30 年分 確定申告書及び収支内訳書の写し (事業所得者等)
 - ・所得税法上の所得と、健康保険の所得の計算は異なります。

- 株等の譲渡収入
 - ・確定申告をする場合→「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」
 - ・特定口座による源泉徴収の場合→「(年初に各証券会社等から発行される) 特定口座年間取引報告書」を提出してください。

- 送金証明書 (組合員の子と配偶者を除く。)
 - ・平成 31 年 4 月～令和元年 6 月分の ATMのご利用明細、現金書留控えの写し等を添付してください。
 - また、通帳の写しを添付の場合は、通帳の名義人・送金日・受取人氏名・送金金額が分かる部分を提出してください。

- 共同扶養者の所得証明書 (源泉徴収票不可)
 - ・夫婦等の年間収入比較のため、調書に記入がある者の所得証明書を添付ください。
 - ※新規認定時に添付いただいた戸籍謄本にて、扶養義務者を登録したものになります。
 - ※検認対象者が複数いる者で、内容が同一である所得証明書は、一部でも構いません。
 - ※育児休業取得者については、育児休業開始前の年間収入を比較の対象とします。

- 戸籍謄本 (転入者のみ)
 - ・検認調書内に記載ありませんが、平成 31 年 4 月 1 日に、他共済組合から転入し、前組合の証の写しや資格喪失証明書で認定された特別認定者は、組合員と扶養義務者の確認のため、上記書類と併せて戸籍謄本を提出してください。

※ 必要に応じて、書類の追加提出を依頼する場合があります。予めご了承下さい。

6 認定取消について

組合員から提出された検認書類で被扶養者の資格要件を欠く者がいることが判明した場合、被扶養者の取消申告手続きが必要です。

福利厚生事務の手引き P 49～50 「2 被扶養者取消について」を参照のうえ、書類を提出してください。

7 国民年金第 3 号被保険者について

20 歳以上 60 歳未満の配偶者が、収入超過のため認定取消になった場合や、離婚により認定取消となった場合は、健康保険の扶養とあわせて国民年金第 3 号被保険者の資格を喪失することになります。

勤務先で厚生年金に加入され、第 2 号被保険者となった場合を除き、扶養取消となった配偶者は、共済組合より発行される「被扶養者資格喪失証明書」を各市町村の国民年金課窓口が届出し、第 1 号被保険者となるための種別変更手続きがある旨、組合員へ周知してください。

[問い合わせ先]

〒900-8571 那覇市泉崎 1-2-2 12F

公立学校共済組合沖縄支部

給付・年金班 高橋・松田

TEL : 098-866-2720

FAX : 098-862-5867